



金 沢 市 公 報

第 2 9 2 8 号

平成30年(2018年)2月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の事業の廃止について (") 3
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課) 4
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課) 4
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	2	○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課) 4
○生活保護法の規定に基づく介護機関の指定について (生活支援課)	3	● 公 告
○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の所在地の変更について (")	3	○予防接種を行うことについて (健康政策課) 4
		● 農業委員会告示
		○平成30年第2回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局) 6

告 示

●金沢市告示第43号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 自転車 111台
 原動機付自転車 2台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 平成30年1月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市此花町3番2号
 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 平成30年2月21日から同年5月20日まで

午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第44号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
緑が丘地内	自 転 車	1台
野田町地内	自 転 車	1台
青草町地内	自 転 車	2台
小坂町地内	自 転 車	3台
長田町地内	自 転 車	1台
高尾台3丁目地内	自 転 車	1台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

平成30年1月1日から同月31日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成30年2月21日から同年8月20日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
専光寺中町会	代表者の氏名及び住所	西花 芳浩 金沢市専光寺町夕9番地23	刀祢 誠 金沢市専光寺町そ82番地1	平成30年1月21日
稚日野町会	代表者の氏名及び住所	安村 俊幸 金沢市稚日野町南220番地	中川 武 金沢市稚日野町南27番地	平成30年1月14日
藤江南町会	代表者の氏名及び住所	南 利浩 金沢市藤江南1丁目106番地8	新木 知彦 金沢市藤江南1丁目56番地	平成30年1月21日
東森本町会	主たる事務所の所在地	金沢市南森本町ヲ68番地2	金沢市南森本町カ22番地	平成30年1月28日
	代表者の氏名及び住所	喜田 喜宏 金沢市南森本町ヲ68番地2	藤岡 誠 金沢市南森本町カ22番地	

普正寺町町会	区域	<table border="1"> <tr> <th>町の名称</th> <th>字</th> <th>地 番</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">普正寺町</td> <td>一</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>26番、44番、83番及び125番から128番（枝番含む）を除く全域</td> </tr> <tr> <td>五</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>九</td> <td>全域</td> </tr> </table>	町の名称	字	地 番	普正寺町	一	全域	二	全域	三	全域	四	26番、44番、83番及び125番から128番（枝番含む）を除く全域	五	全域	九	全域	<table border="1"> <tr> <th>町の名称</th> <th>字</th> <th>地 番</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">普正寺町</td> <td>一</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>148番地1を除く全域</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>26番、44番、83番及び125番から128番（枝番含む）を除く全域</td> </tr> <tr> <td>五</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>六</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>九</td> <td>全域</td> </tr> </table>	町の名称	字	地 番	普正寺町	一	全域	二	全域	三	148番地1を除く全域	四	26番、44番、83番及び125番から128番（枝番含む）を除く全域	五	全域	六	全域	九	全域	平成29年 12月11日
		町の名称	字	地 番																																		
普正寺町	一	全域																																				
	二	全域																																				
	三	全域																																				
	四	26番、44番、83番及び125番から128番（枝番含む）を除く全域																																				
	五	全域																																				
	九	全域																																				
町の名称	字	地 番																																				
普正寺町	一	全域																																				
	二	全域																																				
	三	148番地1を除く全域																																				
	四	26番、44番、83番及び125番から128番（枝番含む）を除く全域																																				
	五	全域																																				
	六	全域																																				
九	全域																																					
御供田町町会	代表者の氏名及び住所	齊田 秀毅 金沢市御供田町ホ22番地	坂本 敏明 金沢市御供田町ハ19番地2	平成29年 4月1日																																		
松寺町会	主たる事務所の所在地	金沢市松寺町丑205番地1	金沢市松寺町丑202番地	平成30年 2月4日																																		
	代表者の氏名及び住所	松平 国生 金沢市松寺町丑205番地1	黒田 圭蔵 金沢市松寺町丑202番地																																			

●金沢市告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1740144728	中森かいてき戸板薬局	金沢市戸板2丁目15番地	有限会社ひろ	平成30年1月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
1740144249	森本あおぞら薬局	金沢市吉原町ハ24番地1	グランファルマ株式会社	平成30年2月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

●金沢市告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所名称	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
1760191211	金沢在宅総合支援訪問看護ステーション	金沢市旭町2丁目8番45号 旭ビル103号	金沢市東力4丁目97番地18	平成30年1月1日

●金沢市告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から介護機関を廃止した旨の届出があつたので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

たので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770101804	株式会社アイテム	金沢市米泉町2丁目76番地1	株式会社アイテム	平成30年1月31日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与

●金沢市告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示します。

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770106084	社会福祉法人北伸福祉会 デイサービスセンター朱鷺の苑 かがやき	金沢市米泉町10丁目1番地159	社会福祉法人北伸福祉会	平成30年1月1日	通所介護
1770106092	ヘルパーステーション あおぞら デイサービス あおぞら	金沢市四十万町北ヲ21番地1	株式会社ゴルフ情報センター	平成30年1月11日	訪問介護 通所介護

●金沢市告示第50号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示します。

平成30年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1750102715	こどもプラス かなざわ南教室	金沢市泉野出町3丁目11番3号	こどもプラス かなざわ株式会社	金沢市石引1丁目16番3号	児童発達支援 放課後等デイサービス	特定無し	平成30年 1月1日

●金沢市告示第51号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成30年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

名称	所在地	指定年月日
むさしまち薬局	金沢市本町1丁目2番54号	平成30年2月1日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成30年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成30年2月21日から 同年3月31日まで	別表のとおり
麻しん風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以上13歳未満のもの		
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの		
麻しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		
B型肝炎	1歳に至るまでの間にあるもの		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの

(6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
清水 雄三 清水 真実 南 英夫 野口 晃 村田 亘	かがやきクリニック	金沢市疋田1丁目213番地

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第2号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により平成30年第2回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

金沢市農業委員会
会長 井 口 栄 市

1 日時

平成30年2月26日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地競売適格者証明願について（農地法第3条関係）
- (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 農地競売適格者証明願について（農地法第5条関係）
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
- (7) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

◎正 誤

○平成30年2月1日付け金沢市公報第2926号の2

頁	箇 所	誤	正
1	下から1行目	平成30年2月5日	平成30年2月6日

平成30年(2018年)2月21日 印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)2月21日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地		